

ご寄付ありがとうございました

お預かりしたご寄付はご指定の事業に大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

奉仕銀行

寄付金 (順不同)

南区	小塩 勝 様
博多区	扶桑管理株式会社 様
中央区	九州通信ネットワーク株式会社 様
博多区	ゼブラ株式会社 様
中央区	サカグチホールディングス パートナーズ株式会社 様
東区	宗教法人 真如苑 様



平成28年7月～12月の間に本会にご寄付をいただいた皆様です。
お預かりした寄付金は、障がい者施設に配分(助成)する他、ボランティア活動の振興、高齢者、障がい者等を対象とした地域福祉活動費などに大切に使用させていただきます。
※なお、他にも匿名等で多数ご寄付をいただきました。

物品寄贈の仲介も行っています



岩田産業株式会社 様
車いす1台を市内福祉施設へ寄贈されました。

福岡地域労働者
福祉推進協議会 様
福祉募金(各20万円分の備品)を市内外福祉施設12カ所に寄贈されました。



心温まるご寄付本当にありがとうございました。

～寄付つき商品～

新たに「寄付つき商品の覚書」を締結した企業の皆様です

●一般社団法人 プラスらいふサポート様



「介護施設入居の身元保証支援プロジェクト」により、身元保証の相談1件につき一定額を福岡市高齢者住まい・生活支援モデル事業に応援寄付をいただくことになりました。

身元保証等に関することは是非お気軽にご相談ください。
中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル3F
TEL 406-5588

●PAIN CHARMANT (パン シャルマン)様



「募金百貨店プロジェクト」により、「ふんわり食パン」1つにつき一定額を赤い羽根共同募金に応援寄付をいただくことになりました。

とってもおいしいふんわり食パンを是非お召し上がりください。
早良区田隈2-33-10 TEL 834-2747

●パンの店 窯蔵(かまくら)様



「募金百貨店プロジェクト」により「みそメロンパン」1つにつき、一定額を赤い羽根共同募金へ応援寄付をいただくことになりました。

サクッと香ばしいみそメロンパンを是非お召し上がりください。
西区愛宕4丁目8-29
TEL 883-6333

【問合せ】

地域福祉課 TEL 720-5356
福岡県共同募金会福岡市支会 TEL 720-5350

70th 赤い羽根共同募金からのお礼

昭和22年にスタートした共同募金運動は、今年創設70年を迎えました。

平成28年度の共同募金運動には、115,351,907円もの募金が集まりました。お寄せいただいた募金は、配分審査委員会を経て、校区社会福祉協議会が行う地域福祉活動等や、福祉施設・福祉団体の事業費として活用されます。

～共同募金70周年記念動画「おたがいさまの歌」～

募金運動70周年を記念して、中央共同募金会では「おたがいさまの歌」という動画を制作しました。赤い羽根共同募金70年の歴史が一人のおばあちゃんの人生になぞらえて描かれたアニメーション動画で、赤い羽根共同募金の歴史や時代背景、メッセージ等を「歌」にのせてわかりやすく紹介しています。福岡市社会福祉協議会ホームページ(<http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>)からご覧いただくことができます。



また、今年度の施設での募金の使われ方の例として「アトリエのぞみ」様(中央区白金：本会制作)の動画も紹介しています。今後とも共同募金運動への皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。
+動画「おたがいさまの歌」の1シーン

【問合せ】福岡県共同募金会福岡市支会 TEL 720-5350

障がいのある方たちの 外出のお手伝い! リフトカー貸出サービス

歩行が困難な障がい児・者、高齢者の社会参加の機会拡大等のために、リフトカーの貸出を行い、多くの方に喜ばれています。

車いすのおばあちゃんが娘さんとお孫さんと一緒に、能古島に満開のコスモスを見に行かれました。「天気もよく、おばあちゃんも喜んでます!」

おじいちゃんの運転で、車いすのお孫さんはじめご家族が、熊本から佐賀へと泊りがけでゴールデンウィークの行楽に出かけられました。「孫が毎年楽しみにしています!」

【利用対象者】

福岡市内に居住し(住民票の有無は問わない)、リフトカーでなければ外出が難しい障がい児・者、高齢者及び当事者団体。

※福祉施設や事業所等が、事業で利用することはできません。

【車種】

- ①キャラバン ・オートマチック車
・定員：車いす2名、他5名
・長さ約5m、高さ約2.4m
- ②ファンカーゴ ・オートマチック車
・定員：車いす1名、他2名
・長さ約3.8m、高さ約1.7m



【利用料】

無料。燃料費、有料道路、駐車場使用料等の実費は利用者側で負担。

【申込み方法】

電話で仮予約の上、所定の申込書(ホームページからダウンロード可)に必要な書類を添付して、利用希望日の1週間前までに下記宛てにお申し込みください。(郵送または窓口で受け付けています。)

【申込み・問合せ】生活福祉課 TEL 751-1121

ふくしのまち福岡

2017年・冬号

NO. 115



子どもの笑顔は地域の宝です



“ぼあんの樹”でのクリスマス(2頁参照)

福岡市社会福祉協議会
マスコットキャラクター ここと

目次

特集! 地域の子どもプロジェクト P2~3

- P3 ●福岡市社協「ひとり親家庭等福祉振興助成事業」
- P4 ●保育士の人材確保と、ひとり親家庭の親を支援する貸付事業が始まりました
- P5 ●校区福祉のまちづくりプランの策定を進めます
●「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」冊子ができました
●「社会貢献型空き家バンク」設置事業 助成決定
- P6 ●この人に聞く 幸重 忠孝 氏
●注目の1冊(福祉図書・情報室図書案内)
- P7 ●改正社会福祉法スタート
●奉仕銀行平成29年度の配分先募集
- P8 ●ご寄付ありがとうございました ●寄付つき商品
●赤い羽根共同募金会からのお礼 ●リフトカー貸出サービス

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

☎ 751-1121 FAX 751-1509

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39
福岡市市民福祉プラザ4階
URL <http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>
Eメール sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp



ご利用ください

本紙「ふくしのまち福岡」は本会ホームページ(<http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>)で公開しています。また朗読CDも配布しております。お気軽にお問い合わせください。

特集！ 地域の子どもプロジェクト

近年、貧困と格差が拡大するなか、子どもの貧困は6人に1人とわれ、1日3食摂ることができなかつたり、高校進学をあきらめたり、家庭に安らぐ居場所が見つけれない子どもが増えています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって不利益を被ることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、機能的なネットワークを組み、地域ぐるみで子どもの権利を守り、育ちを支える取り組みが求められています。

福岡市社会福祉協議会「第5期地域福祉活動計画」では、重点項目「生活課題解決モデルの開発」の具体策として「地域の子どもプロジェクト」を掲げ、『食事を摂ることも困難な子どもたちの居場所と食事の提供の場づくり』と『子どもの居場所づくり』の取り組みを進めています。

福岡市社協・各区社協では、子どもから高齢者まで、地域に暮らす全ての人が孤立せず安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりを目指し、校区担当職員(地域福祉ソーシャルワーカー)が地域の福祉活動を支援しています。

ここ数年、子どもの居場所づくりに関する相談も増えてきました。

市内でも「子ども食堂」をはじめ、様々な形態の居場所が生まれています。今回の特集では、地域ぐるみで、子どもを見守り育ちを支える活動の事例をご紹介します。

○ みんなの居場所 ぼあんの樹 (東区箱崎校区)

	ぼあんの樹	2丁目BRANCH
開始時期	平成28年1月	平成28年6月
主催	ぼあんの樹運営委員会	
活動日時	原則第3日曜 11:00～15:00	毎週木曜 15:00～17:00
会場	ケア・ワークス ステーション「福寿」	ハンバーガー店 「SUKEYA」
対象	乳幼児親子、小学生～高校生、どなたでも	
参加費	100円	無料
ボランティア	13名	5名
特徴	・親子でも参加できる ・食を通じた交流	・放課後の居場所 ・学習支援

を子どもと大人と一緒に楽しんでいます。お昼にはみんなでおにぎりやおやつを作ったりしています。食材提供も地域等に呼びかけ、賞味期限内の乾麺や缶詰などの寄付を受けています。

6月からは小学校近くのハンバーガー店の休み時間中に場所を借りて「2丁目BRANCH」の活動も始まりました。こちらは学校帰りに立ち寄って宿題をしたり子どもがボランティアとオセロや折り紙などをしたりして過ごしています。

代表の糸長さんは、この活動を通じて、「子どもたちの姿は今も昔も変わっていない。周りを取り巻く社会の様子が大きく変化していて、子どもも大人も生活しづらくなっているんだ。」と感じているそうです。親や友達との関係、勉強など子どもたちの悩みに寄り添い、少しでも解決できるような支援を続けていきたいとのことでした。



(広告)

あなたの毎日を、みまもる。あなたの万-に、かけつける。



みまもりさん & かけつけさん

&and 西部ガスリビング

〒812-0044 福岡市博多区千代1-17-1 パビヨン24

緊急通報サービス

安否確認サービス

駆けつけサービス

救急時・非常時の緊急通報サービス
駆けつけサービス

在宅中に身の危険を感じた時や、体調不良などの救急時にボタンを押すとすぐに駆けつけます。必要に応じて110番・119番通報等の安心対応を行います。

ご利用料金は「かけつけ対応」月額1,880円(税別) [基本料金]を含んで
●初期登録費:2,000円(初回のみ/税別)が別途必要です。
●サービスご利用には固定電話が必要となります。

駆けつけ対応! 協力員不要! 鍵預かりOK! 年齢制限なし!

詳しくはホームページで
みまもりさん 検索

●平日/9:00～17:50 ●土日祝/9:00～12:00

L150505

○ 三苦夏休み寺子屋塾 (東区三苦校区)

開催日時	平成28年8月18日・19日 9:00～12:30
主催	三苦校区社会福祉協議会
会場	三苦公民館
対象	小学生
参加費	無料
ボランティア	13名

三苦校区社協では、夏休み期間の日中を子どもだけで過ごす家庭もあるため、冷房のきいた公民館で、大人や友達と一緒に宿題や自由研究、遊びができる場を設けました。教育関係に携わった経験のある人材を求めて、校区社協は住民に、区社協は近隣大学に協力を呼びかけ、校区在住の大学教授・大学院生のほか、近くにある福岡女子大から学生ボランティアが協力してくれました。

二日間で延べ40名の小学生が参加、様子を見に来られた小学校の校長・教頭先生は、「長い夏休み期間に子

どもたちを地域で見守っていただきありがたい。大学生との交流など学校と違う雰囲気でも学ぶことも子どもにとっては新鮮だと思う。」と、寺子屋塾の開催に感謝されていました。また、子どもを迎えにきたお母さんから「残っていた宿題が終わって安心しました。普段からこういった場があるといいと思います。」との声も聞かれました。



○ ななっご料理道場 (城南区七隈校区)

開始時期	平成28年8月
主催	ななっご料理道場運営委員会
開催日時	月1回土曜または日曜 10:00～13:00
会場	七隈公民館
対象	七隈校区の小学生、中学生
参加費	無料
ボランティア	13名

七隈校区では、食事提供だけでなく子どもたちが家にある食材を使って自分で食事ができるように、料理教室をひらき交流する活動が始まっています。

「子どもたちが自分で食事をつくり食べる力を育てたい。食を通じて子どもから大人までの多世代が交流し、安心できる居場所をつくることで、心身ともに健康な育

ちを支援したい。」という思いに賛同した住民で運営委員会を組織し、話し合いを重ね、「ななっご料理道場」が誕生しました。

小学校高学年や中学生になると包丁を上手に使える子どもも多く、低学年に教えてあげる姿も見られ、料理教室を通じて子ども同士や地域の大人との交流が広がっています。



○ 福岡市社協「ひとり親家庭等福祉振興助成事業」

本会では福岡市母子福祉会解散に伴う残余財産の寄付を受け、「福岡市母子福祉会芙蓉基金」を設置しています。この基金を財源にしてひとり親家庭や社会的養護が必要な子どもたち等の福祉を増進し、地域で支える取組みや、ひとり親家庭を含む子ども・子育てに関する先駆的な取組みに対して助成を行っています。

対象団体	○当事者団体、ボランティア団体、地域団体、教育・研究機関団体など	
対象事業及び助成上限額	○当事者や住民が中心となって取り組むひとり親家庭等を支える地域づくりに資する事業	上限20万円
	○地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業のうち、本助成の趣旨に合致する事業	上限30万円
	○ひとり親家庭等を支える地域づくりに資する調査・研究事業	上限30万円

※応募期間には本会ホームページに詳細を掲載しますのでご参照ください

【問合せ】地域福祉課 TEL 720-5356



保育士の人材確保と、ひとり親家庭の親を支援する貸付事業が始まりました

福岡市保育士人材確保事業

福岡市内の保育所等で働いている保育士が、出産や育児を理由に離職することの防止と保育士資格があるのに保育士として勤務していない方へ再就職を支援することを目的に資金を貸し付け、保育人材の確保を図る事業です。

【2年間市内の保育所等に勤務した場合、貸付金の全額が返還免除になります。】

●貸付制度を利用できる方(保育士として週30時間以上勤務が必要です。)

1 未就学児がいる保育士の子どもの保育料の一部貸付事業 (以下、「保育料の一部貸付」)	2 就職準備金貸付事業 (以下、「就職準備金」)
①または②を満たす方 ①未就学児がいる保育士で、福岡市内の保育所等で新たに勤務する方 ②福岡市内の保育所等に雇用されている未就学児がいる保育士で、産後休暇・育児休業から職場復帰する方	①～③すべてを満たす方 ①保育士登録後1年以上経過した方 ②以下の施設又は事業を離職後1年以上経過したまたは勤務経験のない方 (保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園) ③福岡市内の保育所等に新たに勤務する方

●貸付資金の種類と貸付額

- (1) 保育料の一部貸付 保育料の半額とし、月額27,000円以内 (1年間を限度)
- (2) 就職準備金 200,000円以内

●利子 無利子

●返還 返還免除にならない場合は、1年～5年の期間内で返還となります(貸付決定状況により異なる)。1年以上保育士として勤務した場合は、一部返還免除あり。

●貸付決定状況【平成28年12月末日現在】

1 保育料の一部貸付	2 就職準備金
23件	10件 (※)

(※)保育料の一部貸付との重複決定あり。



福岡市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受けながら養成機関に在学し、将来福岡県内において取得した資格を活かして就職しようとする、ひとり親家庭の親に対して入学準備金と就職準備金の貸付を行います。

【養成機関卒業後から1年以内に資格を活かして就職し、福岡県内で5年間勤務した場合は、貸付金の全額が返還免除になります。(常勤に限らず1週間の所定労働時間20時間以上必要です)】

●貸付制度を利用できる方

- ①～③のすべてをみとす方
- ①高等職業訓練促進給付金の受給者で、原則として福岡市内に住居登録している方
- ②福岡県内で、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ③平成28年1月20日以降に養成機関を入学又は卒業した方

●貸付資金の種類と貸付額

- (1) 入学準備金 500,000円以内
- (2) 就職準備金 200,000円以内

●利子 無利子 (連帯保証人がいない場合は年1%)

●返還 返還免除にならない場合は養成機関に在学した期間の2倍 (最大4倍) に相当する期間に返還となります。

●貸付決定状況【平成28年12月末日現在】

1 入学準備金	2 就職準備金
9件	9件 (※)

(※)入学準備金との重複決定。

本事業について詳しい内容を知りたい場合は、下記までお問い合わせください。

【問合せ】生活福祉課 TEL 751-1121 FAX 751-1509

校区福祉のまちづくりプランの策定を進めます

第5期地域福祉活動計画の重点項目「小地域福祉活動の推進」の具体策として、地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開につなげるために、「校区福祉のまちづくりプラン」の策定支援を進めています。

現在、市内15校区で「校区福祉のまちづくりプラン」が完成しています。

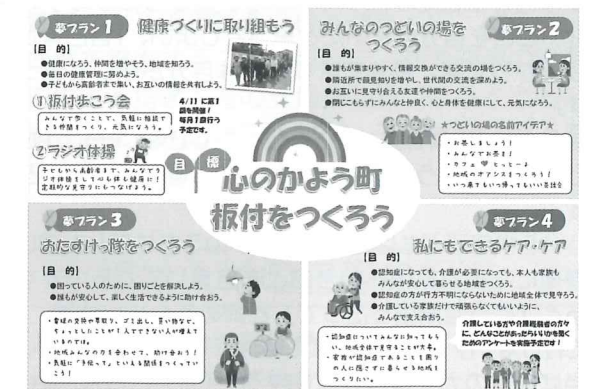
板付校区では住民や校区に関わりのある専門職等が参加する4回話し合いを経て、平成27年5月に「板付夢プラン」を策定しました。プランでは以下のような「4つの取組みプラン」を掲げ、各取組みプランごとに「世話人会」が中心となって、実践につなげています。

4つの取組みプラン	策定後の動き
①健康づくりに取り組もう	・「板付歩こう会」立ち上げ、月1回ウォーキング活動
②みんなのつどいの場をつくろう	・地域カフェ「夢カフェ」立ち上げ
③おたすけ隊をつくろう	・現在検討中
④私にもできるケア・ケア	・「夢カフェ」で認知症の方への支援啓発活動 ・認知症高齢者等の行方不明者捜索支援

「プランは策定して終わり…」ではなく、その実現に向けて行動することが重要です。福岡市社協・区社協では、住民参加の話し合いの場をもつ支援からプラン策定、プランの実現に向けた支援を、区社協の校区担当職員(地域福祉ソーシャルワーカー)を中心に進めていきます。

校区福祉のまちづくりプランとは…

自分たちの地域(校区)について話し合い、目指す姿を共有し、活動に取り組んでいく過程を見えるかたちにとまとめたもの。プラン策定は、校区の方向性や実現できたらいいなという思いを地域全体で共有する手法の一つ。



【問合せ】地域福祉課 TEL 720-5356

「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」冊子ができました

「活動者間で情報共有をどうするか」という地域福祉実践上の大きな課題の解決に向けて、第5期地域福祉活動計画策定委員会の専門部会を設置し協議を重ねてきました。このたび、「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」(冊子)としてまとめ、「福岡市・区・校区社会福祉協議会」「福岡市」「福岡市民生委員児童委員協議会」の三者連名で発行しました。

この指針は、地域福祉活動に携わる各種団体間での認識の共有を図るための話し合いや、取扱いのルール作りを行う際の「討議資料」として使われてこそ生きたものとなります。本会及び各区社協では、指針をテキストとした出前講座の講師派遣や、地域での話し合いの場への職員の派遣等のご相談にも応じておりますので、ご要望がありましたら福岡市社協または区社協までご連絡ください。

本会ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ】地域福祉課 TEL 720-5356

「社会貢献型空き家バンク」設置事業 助成決定

少子高齢化や人口の都市部集中などから、全国的に空き家の数は増え続けており、放火等犯罪の増加、倒壊の危険性なども指摘され、その解決策が求められています。そのような中、本会では、一般社団法人古家空家調査連絡会と共働して、空き家を福祉活用する事業に取り組み始めています。その財源として、今回、中央共同募金会による「赤い羽根福祉基金」及び国土交通省「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」の助成を受けることが決定しました。今後、空き家の相談窓口を設置して税務や法務などの諸問題を専門家とともに解決し、地域に眠っている空き家をその地域の福祉活動拠点等(例えば、ふれあいサロン、地域カフェ、子ども食堂、シェアハウス、シェルター等)として有効活用できる仕組みづくりを行っていきます。また、空き家を提供したい方・活用したい方、双方の情報交換ができるWEBサイトの設立を目指しています。

【問合せ】地域福祉課 TEL 720-5356

この人に聞く

ゆきしげ 幸重 ただたか 忠孝 氏



幸重社会福祉事務所代表。
児童養護施設職員、大学教員を経て滋賀県教育委員会のスクールソーシャルワーカーとして小中学校で福祉課題に対応。「NPO法人山科(やましな)醍醐(だいご)こどものひろば」の前理事長。現在は地域での夜の子どもの居場所、子ども食堂づくりやその運営支援を行っている。

本会が主催する「福祉のまちづくり推進大会」において、「子どもの貧困とひとりぼっちのないまちづくり」というテーマで講演いただいた幸重忠孝さんにお話を伺いました。

Q. 子どもの貧困というのは見えにくいものですか？

見えにくいというよりか、この問題は意識をしないと「見えない」ものです。

小学校低学年までは自分の貧困を理解していません。見える社会が狭いので、電気やガスが止まることや、親が夜にいないことは普通のことだと思っています。だからほかの子のようにできないことを自分のせいだと思ってしまい、「自己肯定感」が低くなりがちです。勉強できないのは自分が悪いと思っています。

見ようとしなければいつも宿題をしてこない子に「だらしない」と思ってしまふ。自宅が宿題をする環境にないこともあるのです。

そういう中で子どもは知らず知らずのうちに苦しんでいます。思春期になると貧困ということに自覚してくるのですが、自覚すると「どうせ頑張ったって」と諦めてしまいます。「高校になんて行けない」と思い込んでいます。

本当は福祉の力を借りれば進学できるのですが、福祉の情報を知らないで、最初から諦めてしまうのです。

Q. 貧困には、地域が関わる事ができる部分とできない部分があるという事ですが、

貧困は頂点を絶対的貧困と呼ばれる層としたグラデーションになっていて、新聞やテレビで報道されるのはピラミッド型の層の一番上の話です。「食事がとれずティッシュを食べてる子」や、「公園で暮らしている子」ですね。でもそのような子は地域の力ではなく、児童福祉、生活保護、福祉事務所、または学校などで何とかしないとイケない問題なのです。

地域がその子のために何かする話ではないのです。

そこを自覚しないと、関心を持って何かしたいと思ったときに「思った子が来ない」ということになります。

典型的な例でいうと子ども食堂などで「食事をとれない痩せ細った子に何か食べさせたい」と考えて始められる方が多いのですが、状況が深刻な子は栄養バランスが取れていない食事をしていて、例えばコンビニ弁当・ファストフードばかりが食事の子などです。実は地域の支援が必要な子は痩せていなくてむしろ肥満体質だったりします。

また、野菜を食べ慣れていないので、生野菜をだしても食べないことがあります。「なぜ、食べないのかな」と悩みますが、食べ慣れていないから食べないんです。知ったら解消します。

こういうミスマッチが最近よく起こっています。

子どもはお金をかけなくても楽しむことができます。図書館に行けば無料で本が読めます。でも、本を読む経験ができない子どももいて、お金をかけずに楽しむことができません。スマホをポンと渡されてきて、それしか過ごし方を知らない子もいます。親も経験がなく、他に過ごし方を知らないのです。こういった「経験の差」が大きいですね。

Q. 将来の学力の差にもつながりますね。

そうなんです。でもそれは家庭では解消できません。一人ぼっちだったり、同じ家庭環境の人たちでコミュニティを作るので、広がりがありません。「高校なんか行かなくても大丈夫」「生活保護を受ければ大丈夫」と言うってしまうため、ほかの可能性を知らないのです。

地域ができることは、「いろんな体験ができること」、「いろんな大人に出会えること」、「いろんな可能性を知れる」ってことです。

子どもが出会うことができる大人は、まず学校の先生です。学校の先生はとても素晴らしいのですが、私は素晴らしいと思うんです。もう少し適当な大人がいい。地域にはいますよね？適度に肩の力が抜けてる人が(笑)。それがいいと思うんです。それが地域にしかできないことだと思います。

子どもの居場所にプロは要りません。子どもは「スペシャリスト」を求めているんですよ。

学生ボランティアの中にも人と話すのも苦手な子もいます。でも居場所活動に関してはそういうボランティアのほうが、子どもたちも居心地がいいことがあるようです。

Q. 子どもの貧困に関心が集まって、自分たちも何かしたいという声もよく聞くようになりました。

いい意味で皆さんの関心が高まっています。

子どもたちにプロはいらないといいましたが、「居場所づくり」にはプロが必要です。

そこは誤解のないようにしたいです。地域の人たちの気持ちだけではできません。社協やNPO法人など、コーディネートするプロがいないと、せっかく思いがあっても続かなかったり、変な方向に行ってしまう。

お金もそうです。持続的にするためにお金が必要です。補助金や、寄付などそういう仕組みを、プロはいろいろなアイデアで組み込むことができると思うのです。

子ども食堂でも、ノウハウの共有やバックアップ、知識などをに入れていかないと、続けていくことは難しいです。

子ども食堂を始めたら地域の人たちから「この地域が貧困地域とかわかってしまう」と反対される例をこの頃よく聞きます。

そこは社協などが入って学習会を開いたり、子ども食堂ってこういうものですよと事前に分かってもらったらスムーズに行くと思います。

そういう事は社協が得意ですよ。そんな活動に価値があると思います。

改正社会福祉法スタート

平成28年3月31日、改正社会福祉法が成立し、4月1日から一部施行され、平成29年4月1日より全面的に実施されることとなります。今回の改正によって、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」が進められます。

社会福祉法人制度の見直し

経営組織をはじめ、ガバナンス(社会からの期待に応えるための運営の仕組み)強化や、経営透明性の向上、財務規律の整備などを大きな柱としています。これらは社会福祉法人それぞれが実情に即して取り組んでいましたが、今回制度として確立されました。

経営組織のガバナンスの強化

- ・理事・理事長に対する牽制機能を発揮するため、議決機関としての評議員会の設置及び役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規程が整備されました。
- ・財務会計に係るチェック体制の整備を図るため、一定規模以上の法人への会計監査人の導入が義務付けられました。

事業運営の透明性の向上

- ・財務諸表の公表等が法律に明記され、財務諸表や役員報酬基準の公表と整備が義務付けられました。

財務規律の強化

- ・役員報酬基準の作成と公表が義務化され、役員など関係者への特別の利益供与が禁止されました。
- ・福祉サービスに再投下可能な財産額(社会福祉充実残額)を明らかにし、財産がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成が義務付けられました。

地域における公益的な取組を実施する責務

- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」が責務として規定されました。これらは多くの法人で実践が積み重ねられていますが、制度化により、利用者負担の軽減や、無料又は定額による高齢者の生活支援サービスの増加が期待されています。

行政関与の在り方

- ・所轄庁による指導監査の機能強化と国・都道府県・市の連携を推進することを目的に、都道府県の役割として市による指導監査の支援を位置づけるとともに、財務諸表等を利用したデータベースが整備されることとなりました。

福祉人材の確保の促進

- ・介護人材確保に向けた取組の拡大
- ・福祉人材センターの機能強化
- ・介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
- ・社会福祉施設職員等手当共済制度の見直し

法改正を受けて、本会でも財務諸表等や定款の変更等を行うとともに、財務諸表等の情報開示をすすめるとともに、また社会福祉協議会が長年培ったノウハウを生かして、様々な社会福祉法人がより効果的な「地域における公益的な取組」ができるよう、法人の支援も行っていきます。

『奉仕銀行』平成29年度の配分先を募集します

【対象団体】

・福岡市内に活動拠点を置く社会福祉分野に携わる当事者団体等で、活動実績が1年以上ある法人格を持たない団体等又は特定非営利活動法人。

例えば・・・小規模作業所、地域活動支援センター、障がい児の家族の会、子育て支援団体など(ただし、26・27・28年度に本事業の配分を受けた団体、27・28年度に共同募金会の配分を受ける団体は除く。)

【対象事業及び配分限度額】

- ・備品購入費 上限25万円
 - ・新規事業費 上限5万円
- ※いずれか一方の経費について申し込むことができます。

《平成28年度の配分団体》

- ◆NPO法人ホーキーズ ◆NPO法人ハピネス ◆NPO法人HappyForestみどりのその ◆NPO法人コスモス
- ◆NPO法人かざばな地域活動支援センター風花福祉作業所 ◆NPO法人HEARTY.SMILE多機能型障がい者支援センターみどり
- ◆精神保健福祉ふくおか家族連絡会 ◆NPO法人福岡・翼の会 ◆EVOLUTION ◆福岡知的バスケットボールクラブPIECE

【申込方法】

所定の様式に必要書類を添付の上、窓口へ提出してください。配布・申込期間は29年3月1日(水)～4月28日(金)(必着)

【審査から交付まで】

運営委員会の審査を経て29年7月頃決定し、8月頃交付予定 ☆詳細は「配分先募集案内」をご覧ください。

- 29年2月15日(水)より本会窓口で配布。
- ホームページでダウンロード開始。

【問合せ】総務課 TEL 751-1121

※奉仕銀行ではイベントのチケットや家電製品等の物品のご寄贈を社会福祉施設への仲介もしています。寄贈をご希望される方はご連絡ください。

注目の 福祉図書・情報室より

『子どもの相談・救済と子ども支援』

(荒牧重人 半田勝久 吉永省三 編 日本評論社)



幸重氏からは、子どもたちの夜の居場所の必要性や社会福祉協議会によるネットワークを活用した夜の居場所づくり等を紹介する。

【問合せ】市民福祉プラザ2階 福祉図書・情報室
TEL 731-2946 FAX 731-2947
開室時間 10:00～18:00 (第3火曜日は休室)